平成２４年（フ）第１４８号
新潟県阿賀野市百津町11番15号　レジデンス愛203号
債務者　小出　早苗
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５１号
新潟県新発田市中曽根町３丁目７番20号　ルミエール・すわのきＣ棟101
債務者　伊藤　明美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１７９号
長崎県諫早市川床町384番地７、前住所長崎県諫早市宇都町６番23号
債務者　蔵本　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８３１号
愛知県春日井市坂下町７丁目760番地814
債務者　尾関　春代
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１８０号
名古屋市昭和区塩付通７丁目１番地　フォレストＫⅡ102号
債務者　亀井　　亮（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１１号
名古屋市緑区桃山３丁目1622番地　グリーンカーサ坂野205号、従前の住所名古屋市緑区黒沢台４丁目1001番地　グリーンハウス105号
債務者　尾上　昭子（旧姓宮鹿野）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２３８号
名古屋市港区東海通４丁目15番地の２　メゾン・ド・トウカイ203号、従前の住所名古屋市港区九番町３丁目12番地　山田ビル１Ｆニ号
債務者　山﨑　豊子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２６９号
名古屋市港区港陽３丁目16番５号　アドバンストコート205号
債務者　福井　秀和
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２９３号
名古屋市守山区瀬古東３丁目717番地　レオパレスサンガーデン203
債務者　松井　栄志
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
福岡県八女市黒木町桑原252番地１
債務者　渡辺　公孝
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県筑後市大字前津1577番地14　コスモタウン前津１号
債務者　平田由喜恵
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１０８２号
東京都清瀬市中清戸４丁目847番地中清戸４丁目アパート11―301号
債務者　瀧森龍太郎
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０２号
東京都青梅市友田町４丁目231番地の１清水アパートＢ号室
債務者　並木　政枝
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０４号
東京都東久留米市金山町１丁目３番６号むさしの荘203号
債務者　濱口　哲郎
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２２１号
横浜市旭区東希望が丘170番地の80　ハイム杉山２号室
債務者　佐藤　満紀
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０５号
横浜市港南区日野６丁目11番25―301号
債務者　山本　末弘
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７２号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目53番地12　ハイムリリー203
債務者　三宅　加織
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部